

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討
に関する意見照会について（依頼）」
に対する関係地方公共団体の長、関係利水者
の回答について

平成24年12月

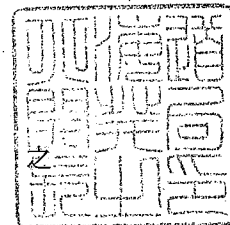
国土交通省 北海道開発局



北開局開整第31号
北開局河計第68号
平成24年12月7日

北海道知事 高橋 はるみ 殿

北海道開発局長 関 博



幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見照会について（依頼）

北海道開発事業の推進につきましては、日ごろから特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局の幾春別川総合開発事業では、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（平成23年4月1日付け国官総第367号及び国官技第422号）別紙「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）別紙「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者等及び関係住民の御意見を伺ってきました。

この度、これらの検討結果等を踏まえて、「幾春別川総合開発事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下、「報告書（原案）案」という。）を作成しました。

つきましては、検証要領細目第3の1（2）に基づき、報告書（原案）案に対する直轄事業負担金の負担者である貴道の御意見を承りたく照会いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、平成24年12月14日（金）までに御回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出に当たっては、河川法16条の2に準じていただきますようお願いいたします。

〈連絡先〉

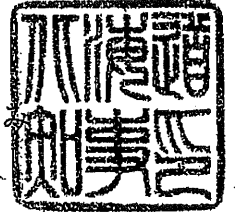
開発監理部 開発調整課 事業調整専門官 古木崇史
TEL 011-709-2311（内線 5478）
建設部 河川計画課 流域治水専門官 今井 誠
TEL 011-709-2311（内線 5297）



河川第 970 号
平成24年12月14日

北海道開発局長 関 博之 様

北海道知事 高橋 はるみ



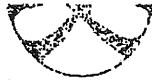
幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見照会について(回答)
平成24年12月7日付け北開局開整第31号及び北開局河計第68号により依頼のあったこのことについて、次のとおり回答します。
なお、今回の意見提出に当たり、関係市町村の意見を聴取しておりますので、あわせて提出します。

記

「幾春別川総合開発事業については「継続」することが妥当である」とした対応方針(原案)について、異存はない。

今後は、一日も早く対応方針を決定して、新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの早期完成に向けて事業の推進に努め、またその執行にあたっては、なお一層のコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

(建設部土木局河川課河川開発グループ)



札河事第 487 号

平成 24 年 (2012 年) 12 月 11 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

札幌市長 上田 文雄



幾春別川総合開発事業 (新桂沢ダム・三笠ぼんべつダム) の検証に係る
関係市町村長への意見照会について (回答)

平成 24 年 12 月 7 日付け河川第 952 号で照会のありました標記につきまして、下記
のとおり回答いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

照会内容	「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書 (原案) 案」 に対する関係市町村長の意見
本市の回答	特段の意見はありません

(担当) 札幌市建設局下水道河川部河川事業課



岩企第 508 号
平成24年12月11日

北海道知事 高橋 はるみ 様

岩見沢市長 松 野

(企画財政部企画室担当)



幾春別川総合開発事業（新桂沢ダム・三笠ぼんべつダム）の検証
に係る関係市町村長への意見照会について（回答）

平成24年12月7日付河川第952号にて照会のありました標記の件について、
次のとおり回答いたします。

- 1 岩見沢市は、桂沢ダムにより水道水並びに治水の面で多大な恩恵を受けている。
平成24年9月の集中豪雨の際には、桂沢ダムの放水を止め幾春別川の水位を低く
保っていただいた。また、桂沢水道企業団を抱えている、そういった意味からも、
我々が重視するのはコストと時間、実現性であり、加えて、桂沢ダムのある三笠市
にとっては、三笠市の振興という課題もある。開発局及び本省において速やかに方
針を決めて、事業の実施に向けて取り組んでいただきたい。



美都整第284号
平成24年12月10日

北海道知事 高橋 はるみ 様

美唄市長 高橋 幹 夫
(担当：都市整備部 都市整備課)



幾春別川総合開発事業（新桂沢ダム・三笠ぼんべつダム）の検証に係る
関係市町村長への意見照会について（回答）

平成24年12月7日付け河川第952号により照会がありました「幾春別川総合開
発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」について、異議はありません。



24 都建 第200号
平成24年12月10日

北海道知事 高橋 はるみ 様
(建設部土木局河川課河川開発グループ)

江別市長 三好 昇

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に
対する江別市長の意見について (回答)

このことにつきまして、別紙のとおり回答いたしますので、よろしくお取り計らいお願い
いたします。

担当：建設部都市建設課



「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する江別市長の意見

無駄なダムであれば、自然環境を破壊するだけなので造る必要はないと考えますが、様々な対策案の比較の中で、優位性があり、かつ、自然への影響が最小限に抑えられるのであれば、ダムと言う選択を排除することにはならないと考えます。

利水を考えた場合でも、経費の面が重要になります。

当然水利用の方にも影響すると思いますが、一番コストが安く速効性、実現性があり、そして環境対策も意識した上で事業を実施するとなると、現計画案が最適であるという評価が出されました。

今回、それぞれの対策の評価結果を拝見すると、安全度、実現性、環境への影響、完成までの時間、そしてコストなど、様々な角度から評価した結果、現計画案が優位と判断されたものと考えます。

現計画案であれば、これまで各河川整備計画に基づいて実施してきた治水事業にも影響がなく、石狩川の総合治水対策が早期に完成できるものと期待します。

下流域にある江別市としては洪水対策が非常に重要であり、近年はゲリラ豪雨と言われるような集中豪雨も増加してきていることから、当市としては、早期に効果的な災害対応が図られ、自然環境への負荷も小さい現計画案での実施が望ましいものと考えます。

現計画案が早期に実施されるようす、今後とも関係各位の、ご努力をお願いいたします。

また、事業を進めるにあたっては、環境への配慮に留意しつつ、被害軽減効果が早期に現れるようお願いいたします。



三管第314号
平成24年12月11日

北海道知事 高橋 はるみ 様

三笠市長 小林 和 男

幾春別川総合開発事業（新桂沢ダム、三笠ぼんべつダム）の検証に係る関係市町村長の
意見について

このことについて、平成24年12月7日付け河川第952号で照会のありました標記につ
いて、別紙のとおり意見を提出しますので、よろしくお願ひ致します。

(取扱 建設管理課建設管理係)



幾春別川総合開発事業（新桂沢ダム、三笠ぼんべつダム）の検証に係る関係市町村長の意見について

幾春別川総合開発事業計画については、昭和32年の桂沢ダム完成後、8回もの水害により被害が発生し、尊い命が失われたほか、床上浸水や農地への浸水など、数々の大変な被害を被って参りました。そのため、新たな幾春別川総合開発事業計画として、現在のダムをかさ上げする新桂沢ダムと、洪水調節としての役割を持つ穴あきダムである三笠ぼんべつダムを建設すべく工事が進められてきておりましたが、平成21年の政権交代により全国143のダム事業が見直し対象となり工事が凍結されました。その後、足かけ4年にも渡って工事の再開を巡る議論が進められ、地元として関係市町村と様々な運動をして参りましたとおりに、現計画での事業推進を希望します。

今回の幾春別川総合開発事業に対する検証につきましては、治水（洪水調節）、新規利水（水道用水、工業用水）および流水の正常な機能の維持の各視点の対策案の比較から、現計画案が妥当という判断をされていることにつきまして、本市としては高く評価します。

本年9月9日から12日までの4日間においては、当月の月間雨量の82%もの雨が集中して降りました。その結果、桂沢ダムが放流を停止し、洪水調節していたにもかかわらず、幾春別川最大の支流である奔別川からの出水により、市内3地区において畑や道路が冠水被害に見舞われたほか、住宅の床上浸水被害が発生したことから、約19世帯25名が自主避難する事態となりました。このことから、桂沢ダムのかさ上げに加え、三笠ぼんべつダムも洪水による地域への被害を防ぐために絶対に欠くことのできないダムであるということ、再度しっかりと認識していただきたいと思っております。

また、本年は、桂沢ダムのかさ上げ工事が終了していなかったために、雪解け水を十分にダムに貯めることができず、夏期の渇水により農業用水を取水制限せざるを得ない状況に陥ったほか、あと数日雨が降らなければ三笠、岩見沢、美唄の3市の飲料水が枯渇し、給水制限を行わなければならない事態に見舞われました。さらに、貯水量の減少により水道用水にカビ臭の懸念が生じたため浄水場で活性炭や薬品を投入するなど、市民生活において深刻な事態となりました。

幾春別川流域は、雨が降った際には洪水被害を受け、十分な貯水なくしては水不足を生じるという、非常に厳しい現実を、改めて目の当たりにしたところです。これらの地域の厳しい現実を早期に解決するために、一刻も早く幾春別川総合開発事業による新桂沢ダムと三笠ぼんべつダムの工事が再開され、事業完了により地域住民が安心・安全な生活を送ることができますよう、幾春別川総合開発事業の継続について北海道知事より強くご回答いただけますようお願い致します。



石建管第 429 号
平成24年12月11日

北海道知事 高橋 はるみ 様

石狩市長 田岡 克介

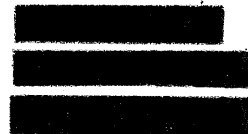


「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見（回答）

標記の件につきまして、平成24年12月7日付け河川第952号におきまして「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」の検証に係る関係市町村長への意見照会につきまして、石狩市回答を以下のとおり申し上げます。

詳細な検証を踏まえた結果であり、尊重すべきと考えます。
防災の観点からも、早期の事業完了を求めます。

担当：石狩市 建設水道部管理課





当 建 維 第 6 4 4 号
平 成 2 4 年 1 2 月 1 1 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

当別町長 泉 亭 俊 彦

幾春別川総合開発事業（新桂沢ダム・三笠ぼんべつダム）の検証に係る
関係市町村への意見照会について

河川第952号（平成24年12月7日付）で照会ありました標記について、
評価結果に対し意見はありません。

（建設水道部建設課維持管理係）



新産建管第164号
平成24年12月7日

北海道知事 高橋 はるみ 様

新篠津村長 東 出 輝



幾春別川総合開発事業（新桂沢ダム・三笠ぼんべつダム）の検証に係
る関係市町村長への意見照会について（回答）

平成24年12月7日付河川第952号で照会のありましたこのことについ
て、下記のとおり回答いたします。

記

新篠津村長意見

石狩川の下流域に位置する自治体として洪水が一番心配であり、北村遊水地
が今年度着手することは地域住民に安心感をもたらしている。一方、幾春別川
総合開発事業については、当初完成予定が平成16年度となっていたが、検討の
場を設けたことで延期されていることもあり、一日も早く検討結果を出し、現
計画案で事業を再開して欲しい。

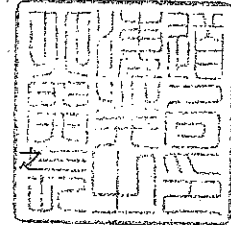
なお、石狩川治水期成会の構成自治体としても関係省庁に強く要望要請して
いく考えである。



北開局河計第69-1号
平成24年12月7日

桂沢水道企業団企業長 松野 哲 殿

北海道開発局長 関 博



幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見照会について（依頼）

北海道開発事業の推進につきましては、日ごろから特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局の幾春別川総合開発事業では、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（平成23年4月1日付け国官総第367号及び国官技第422号）別紙「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）別紙「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者等及び関係住民の御意見を伺ってきました。

この度、これらの検討結果等を踏まえて、「幾春別川総合開発事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下、「報告書（原案）案」という。）を作成しました。

つきましては、検証要領細目第3の1（2）に基づき、報告書（原案）案に対する関係利水者である貴職の御意見を承りたく照会いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、平成24年12月14日（金）までに御回答いただきますようお願い申し上げます。

（連絡先）

建設部 河川計画課 河川調整推進官 小林幹男
流域治水専門官 今井 誠

TEL 011-709-2311（内線 5297）



桂水第654号
平成24年12月10日

北海道開発局長 関 博之 様

桂沢水道企業団
企業長 松野 哲



幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見照会について（回答）

平成24年12月7日付、北開局河計第69-1号にて照会がありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」では、治水（洪水調節）、新規利水（水道用水、工業用水）、流水の正常な機能の維持の各視点を踏まえ総合評価を行った結果、最も有利な案は「現計画案」であるとの結果は極めて妥当と評価しております。

当企業団といたしましては、計画している一日最大送水量の需要水量を確保するにあたって、石狩川水系幾春別川の自流からポンプによって取水している「0.1 m³/sの水利権水量」を新桂沢ダムに振り替えることにより、取水地点から桂沢浄水場まで自然流下による取水となり、ポンプの電力費やポンプ施設の更新費用など維持管理性からしても、この幾春別川総合開発事業に参画することが得策と考えております。

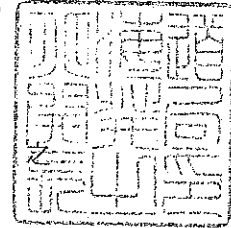
また、構成団体（岩見沢市・美唄市・三笠市）の市民生活に対して安全・安心な水道水の安定供給を確保するためには、幾春別川総合開発事業による水源確保が必要であり、一刻も早い事業の完了を強く要望いたします。



北開局河計第69-2号
平成24年12月7日

北海道知事 高橋 はるみ 殿

北海道開発局長 関 博



幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見照会について（依頼）

北海道開発事業の推進につきましては、日ごろから特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局の幾春別川総合開発事業では、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（平成23年4月1日付け国官総第367号及び国官技第422号）別紙「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）別紙「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者等及び関係住民の御意見を伺ってきました。

この度、これらの検討結果等を踏まえて、「幾春別川総合開発事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下、「報告書（原案）案」という。）を作成しました。

つきましては、検証要領細目第3の1（2）に基づき、報告書（原案）案に対する関係利水者である貴職の御意見を承りたく照会いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、平成24年12月14日（金）までに御回答いただきますようお願い申し上げます。

（連絡先）

建設部 河川計画課 河川調整推進官 小林幹男
流域治水専門官 今井 誠

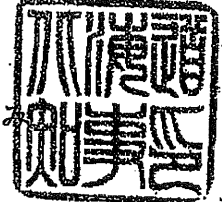
TEL 011-709-2311（内線 5297）



産振第 808 号
平成24年12月14日

北海道開発局長 関 博之 様

北海道知事 高橋 はるみ



幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見照会について
(回答)

平成24年12月7日付け北開局河計第69-2号により依頼のあったこのことについて、次のとおり回答します。

記

「幾春別川総合開発事業については「継続」することが妥当である」とした対応方針（原案）について、異存はない。

今後は、一日も早く対応方針を決定して、新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの早期完成に向けて事業の推進に努め、またその執行にあたっては、なお一層のコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

(経済部産業振興局産業振興課 菅東・石狩グループ)

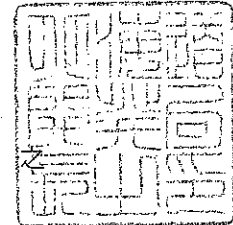


北開局河計第69-3号
平成24年12月7日

電源開発株式会社

取締役社長 北村 雅良 殿

北海道開発局長 関 博



幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見照会について（依頼）

北海道開発事業の推進につきましては、日ごろから特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局の幾春別川総合開発事業では、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（平成23年4月1日付け国官総第367号及び国官技第422号）別紙「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）別紙「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者等及び関係住民の御意見を伺ってきました。

この度、これらの検討結果等を踏まえて、「幾春別川総合開発事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下、「報告書（原案）案」という。）を作成しました。

つきましては、検証要領細目第3の1（2）に基づき、報告書（原案）案に対する関係利水者である貴職の御意見を承りたく照会いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、平成24年12月14日（金）までに御回答いただきますようお願い申し上げます。

（連絡先）

建設部 河川計画課 河川調整推進官 小林幹男
流域治水専門官 今井 誠


TEL 011-709-2311（内線 5297）



営 営 発 第 5 2 号
平成 24 年 12 月 14 日

北海道開発局長
関 博之 殿

電源開発株式会社
取締役社長 北村 雅



幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見照会について（回答）

貴職より平成 24 年 12 月 7 日付 北開局河計第 69-3 号にてご照会がありました標記の件につきまして、添付のとおり回答致します。

添付書類

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見照会について（回答）」

幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見照会について（回答）

【意見照会内容】

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する利水参画者としての意見

【回答】

当社は、現在、貴局が実施する新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの建設に関する基本計画（当初計画平成6年8月2日建設省告示第1732号、変更計画平成20年11月7日国土交通省告示第1325号、以下「ダム基本計画」という。）に基づく幾春別川総合開発事業に発電参画しており、当事業の進捗に併せ、新桂沢発電所計画（最大出力16,800kW）を進める予定としています。

今回の「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「検討報告書（原案）案」という。）については、既設桂沢ダムの嵩上げと三笠ぼんべつダムを建設する「現計画案」を最も有利な案としており、従前より現行のダム基本計画に則ったダム再開発を要望している当社と致しましては、現計画案に基づく開発事業を進めることに関しては、妥当なご判断と考えております。

しかしながら、事業点検の結果、ダム基本計画（総事業費約835億円、平成27年度完成）に比し、総事業費は約922億円（約87億円増嵩）、また工期は本体着手から6年間と想定されており、総事業費及び工期がいずれも大幅な変更となっております。

当社としては、事業点検結果が、新桂沢発電所計画に影響を及ぼす内容となっている点を鑑み、

「今回算定した経費には、さらなるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まれていない。また、検証の結論に沿って、いずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたっては、さらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をする。」

と記載された検討報告書（原案）案の「4.1.1 総事業費及び工期」の内容を遵守し、確実に実施して頂きますよう貴局に強く要望するとともに、今後、ダム基本計画変更の決定前に、増分事業費の負担是非について協議させて頂きたいと考えております。

以上